

1. 要件緩和について

2月15日、一度裁定を受けた著作物等の利用を更に円滑化するため、「**相当な努力**」の要件を緩和。(文化庁告示の改正)

これまでは、過去に裁定を受けた著作物等を利用しようとする場合、初めて裁定を受ける際に講じた権利者搜索の措置を再度講じる必要があったところ、**より簡便な措置を選択する事が可能に。**

改正前の権利者搜索の内容

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索

(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 及び ②関連する著作者団体への照会

(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告

改正後の権利者搜索の内容 (過去に裁定を受けた著作物等)

(1) 権利者情報を掲載する資料の閲覧

- ①名簿・名鑑等の閲覧 又は ②インターネット検索

又は ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースの閲覧

(2) 広く権利者情報を保有していると認められる者への照会

- ①著作権等管理事業者等への照会 又は ②関連する著作者団体への照会

又は ③過去に裁定を受けた著作物等に関するデータベースを
保有する文化庁への照会

(3) 公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ

- ①日刊新聞紙への広告 又は ②著作権情報センターのウェブサイトへの広告

新たに選択できる措置を追加。データベースを閲覧することで(1)及び(2)の措置を講ずることができる。

2. データベースの概要

- ◆ 過去に裁定を受けた著作物等に係る情報を文化庁ウェブサイトに掲載。
- ◆ 著作物の題号、著作者の氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備。
- ◆ 過去22万点超の著作物等に関する情報を掲載。
- ◆ データベース整備により期待できる効果
 - ✓ 裁定を受けた著作物等の情報を検索できるようになる
 - ✓ データベースを検索することで、調査要件が緩和される
 - ✓ 裁定を受けた著作物等の権利者が、裁定に関する情報を入手しやすくなる